外国人国際第二種貨物利用運送事業の許可申請(国際航空)

○外国人事業者の定義

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
- ③ 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
- ④ 法人であって、①~③までに掲げる者が、
 - ・その代表者であるもの 又は
 - ・これらの者がその役員の1/3以上 若しくは
 - ・議決権の1/3以上 を占めるもの

※よくある例として、日本の会社法に基づき設立された法人であっても、代表者が外国人、役員の1/3以上が外国人、出資者(議決権)の1/3以上が外国(法)人のいずれかに該当する場合は、外国人となります。

○申請方法

外国人国際航空二種事業許可申請は、**国土交通大臣あてに申請書を作成し、必要な書類を添付の** 上、国土交通省総合政策局国際物流課に申請してください。この場合、<u>郵送により申請することも</u>できます。

★郵送による受付については、以下の点にご留意下さい

- ①あて先には、国際航空利用運送担当と明記して下さい。
- ②書留等配達を証明する郵便で送付願います。
- ③受理印を捺した申請書の控えの返送を希望される方は、申請書(控え)及び必要な金額の切手を貼付した返信用封筒を同封して下さい。
- ④申請について、修正等が必要となる場合、申請内容に疑問点がある場合には、来庁していただく場合もあります。

○その他

- ・国際運送に係る貨物利用運送事業について、本法による登録又は許可の対象となる事業は、輸出に係る貨物利用運送事業のみが対象であり、輸入及び三国間に係る貨物利用運送事業は、本法の規制の対象となりません。
- 事業計画及び集配事業計画について、他の利用運送機関の種類に係る第二種貨物利用運送事業等も併せて申請する場合は、利用運送機関の種類毎に別葉にして申請してください。
- ・貨物利用運送事業については国土交通省ホームページでもご覧いただけます。 http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05400.html

■許認可申請書関係書類と作成上の注意

1. 【申請書】(様式1)、【事業計画】(様式2)、【集配事業計画】(様式3)

2. 【添付書類】

- (1) 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し
 - ・航空貨物の取扱に関する契約書(写)
 - ・集配を他の者に委託する場合にあっては、受託者との集配業務委託契約書(写)等
 - 国際航空貨物代理店契約書(写)等
- 注)申請時において契約が締結されていない場合には、契約書(案)に代えることができます。 この場合、許可日までに(新設法人の場合は、会社設立後速やかに)契約書の写しを提出す ること。
- (2) 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類
 - ・営業所、集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設の見取図、平面図(※)
 - ・営業所、集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設の施設について都市計画法等関係法令の規定 に抵触しないことを証する書類(様式4)
 - ・営業所、集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設の使用権限を証する書面(※)
 - a. 所有の場合:土地建物の登記簿謄本
 - b. 賃貸の場合:賃貸借契約書(写)
 - ○貨物の集配を自らの自動車を使用して行う場合
 - ・計画する事業用自動車の使用権限を証する書類(※)
 - a. 購入する場合:売買契約書又は売渡承諾書(写)
 - b. リースの場合:自動車リース契約書、自動車検査証(写)
 - c. 既に所有している車両を使用する場合:自動車検査証(写)
 - ・車庫前面道路の道路幅員証明書(※)
 - ・事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類(※)

運行管理者資格者証(写)

運行管理者、整備管理者、運転者の就任承諾書等又は同意書

勤務割、乗務割

乗務員名簿

運転免許証

- ○貨物の保管体制を必要とする場合
 - ・保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類(様式6)
 - •見取図、平面図(※)
 - ・使用権限を証する書類(※)
 - a. 所有の場合:十地建物の登記簿謄本
 - b. 賃貸の場合:賃貸借契約書(写)

注:当該集配業務について集配を他の者に委託する場合又は一般貨物自動車運送事業の許可を得ている場合は、使用権原を有することを証する書類(様式5)を提出することにより(※)の書類について省略することができる。

- (3) 利用運送約款
- (4) 定款及び登記簿の謄本
 - a. 既存法人…定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - b. 新規法人…定款または寄附行為の謄本
- (5) 貸借対照表及び損益計算書
 - a. 既存法人…直近事業年度における貸借対照表及び損益計算書(損益計算書は省略可)

- b. 新規法人…設立しようとする法人が株式会社または有限会社である場合にあっては、 株式の引受または出資の状況及び見込みを記載した書類
- c. 個人の場合…財産に関する調書
- ・過去3カ年分の貸借対照表及び損益計算書を添付してください。
- ・損益計算書については貨物利用運送事業法施行規則第19条第2項の規定に基づき、添付を省略することができます。

国際航空二種事業を行うにあたり、以下の条件を満たしていることが必要です。

- ・財産的基礎(純資産*300万円以上)を有していること。
- *純資産=総資産-創業費その他の繰延資産・営業権-総負債
- (6) 役員名簿及び履歴書
 - a. 既存法人…役員または社員の名簿(様式8)及び履歴書(様式9)
 - b. 新規法人…発起人、社員または設立者の名簿(様式8)及び履歴書(様式9)
 - c. 個人の場合…戸籍謄本、履歴書
- (7) 欠格事由に該当しない旨の宣誓書(様式10)

【外国人国際航空第二種/新規許可申請】

(様式1)

年 月 日

国土交通大臣

<u>住</u>	所	Ť		
氏名又	は名称	`		
代表者氏	名(役)	職)		
(担当者	氏名:	TEL:)	
(email ·)	

外国人国際第二種貨物利用運送事業許可申請書

今般、外国人国際第二種貨物利用運送事業(国際航空)の許可を受けたいので、貨物利用運送事業法第45条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

モ名 又に	は名 称	
主	所	
大表者氏名	(役職)	

2. 役員の氏名及び国籍

CX TO DA	-
(役職)氏名	国 籍
(100)	- 15

3. 資本金額及び国籍別等の比較

出資者	国籍	国、公共団体、私人の別	出資額	%

4. 経営しようとする利用運送事業の種別

航空貨物運送

5. 事業計画 別紙1・別紙2のとおり (様式2)

別 紙1

事業計画(利用運送に関するもの)

1. 利用運送の区域または区間

٠.	WHENCE IN PROPERTY IN						
	仕立地	仕向地					

2. 主たる事務所の名称及び位置

_		****** — •	1240			
	名	称		位	置	
	000	朱式会社	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	•	,—	

3. 営業所の名称及び位置

	営	業	所		位	置	
0	00)営	業所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3			
Δ	ΔΖ	2営	業所	△△県△△市△△4-5-6			

4.業務の範囲

○○運送に係る○○○事業

5. 保管施設の概要

保管施設名	住	所	所有賃借別	面積	棟	数
〇〇営業所内	〇〇県〇〇市〇	01-2-3	所有	00.00m ²	1	1
△△営業所内	△△県△△市△	∆∆4-5-6	賃貸	00.00m ²	1	1

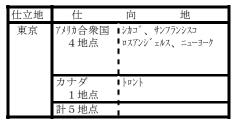
「事業計画」とは、外航運送に係る第二種貨物利用運送事業許可が範囲とする「本邦内の貨物自 動車による集貨集配活動と外航運送を利用した海上運送」のうち、海上運送部分の事業の計画を記 載する資料です。

1. 利用運送の区間

仕立地は及び仕向地とも空港名または都市名を記載。

○国際運送に係る混載事業(例)

○国際運送に係る宅配便事業(例)



仕立地	仕向地
東京	TC-1
	TC-2

2. 本社(航空貨物利用運送業務を統括する事務所が別にある場合は、その統括する事務所)の名 称及び所在地を記載。

※添付書類:所有、賃借の裏付け書類(賃貸借契約書の写し、土地建物の登記簿謄本)

- 3. 航空貨物利用運送事業に係る営業所の一覧を記載。
- ・営業所がなく、本社のみで事業を行う場合には、「本社に同じ」と記載。
- ※添付書類:所有、賃借の裏付け書類(土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書(写)・見取図、 平面図(使用権限を有することを証する書類(様式5)をもって省略可)、都市計画法等関係 法令の規定に抵触しないことを証する書類(様式4))
- 4. 国際運送に係る「一般混載事業」又は「宅配便事業」と記載。
- 5. 保管施設の概要を記載。
- ・自社で所有または賃貸借契約を結んでいる保管施設(倉庫、上屋等)を記載。
- ※添付書類:保管施設の概要(様式6)

所有、賃借の裏付け書類(土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書(写)・見取図、平面図(使 用権限を有することを証する書類(様式5)をもって省略可)、都市計画法等関係法令の規 定に抵触しないことを証する書類(様式4))

・自社において保管施設がない場合は、保管施設を有しない理由を記載。 (例)保管業務を他社に委託しているため、自社の保管施設を有しない。

東京 ○○○○株式会社

大阪 □□□□株式会社

※添付書類:保管業務の業務委託契約書(写)

6. 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要

①宝渾送事業者	1	宝岩	玉法	車業	*

_	7. C 7 / C I				
	運送事業者	住	所	備	考
	○○エアライン	△県△△市△4-5-6			
2	利用運送事業者				
	運送事業者	住	所	備	考
	0000㈱	△県△△市△4-5-6			

7. 仕向地における受取事業者の名称、住所等(*)

仕向地	受取事業者 名	代表者名	住 所
シカゴ	00	0000	〇県〇〇市〇1-2-3
ΔΔ	ΔΔ	$\Delta\Delta\Delta\Delta$	△県△△市△4-5-6

【外国人国際航空第二種/新規許可申請】

- 6. 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の氏名又は名称及び住所並びに実運送事業者、貨物利用運送事業者の別を記載。
 - ①例: 航空会社の名称及び住所を記載。
 - ○○航空、○○エアライン等の名称及び住所
 - *国際航空の場合でIATA貨物代理店事業者となり、IATA加盟航空会社を利用する場合は包括的記載で差し支えない。

(例)

<u>(7-17</u>	
運送事業者名	住 所
IATA加盟航空運送事業者	_

*添付書類:実運送 国際:国際航空貨物代理店契約書の写し(IATA航空貨物代理店

契約書の写しでも可)

国内: 国内航空貨物代理店契約書の写し

②は利用の利用運送事業を行う事業者のみに該当 *添付書類: 航空貨物利用運送事業者との業務提携契約書の写し

7. 着地の受取事業者の名称、住所等を記載。

・2. に記載した仕向地域別に受取事業者や提携先等を記載。

・受取事業者名、代表者名、住所については、英文表記でも可。

※添付書類:受託者との集配業務委託契約書の写し

(様式3)

別 紙2

事業計画(貨物の集配に関するもの)

1. 貨物の集配の拠点

仕 立 地	仕 向 地
東京	省略

2. 貨物の集配を行う地域

仕立地及び仕向地周辺

3. 貨物の集配に係る営業所の名称及び位置

<u> </u>				// // // // // // // // // // // // //			
営	業	所	名	住	所	所有・賃貸の別	備考
00)営業	뗈		〇〇県〇〇市〇	001-2-3	所有	併用
ΔZ	/ 営業	納		△△県△△市△	∆ 4-5-6	賃貸	併用

4. 貨物の集配体制

(自己の集配体制で実施する場合)

【仕立地(発港)】

イ) 営業所に配置する事業用自動車の数

/ H //4// 1 - H= H= / 1	0 4 7147 14 17 1774		
営業所名	車両数	備	考
〇〇営業所	5	併用	
△△営業所	5	併用	
計	1 0		

ロ) 営業所と車庫との距離並びに車庫の位置及び収容能力

営業所名	車庫との距離	車 庫	所	在	地	車庫収容能力	備	考
〇〇営業所	\bigcirc km	OO県O	()市()	⊃1-2-3		OO. Om²		
△△営業所	OOkm	△△県△	△市△∠	△4-5-6	i	00. Om²		

ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩・睡眠のための施設の位置及び収容能力

営業所	「 名	所	在	地		収	容	能	力	備	考	
						休	憩	睡	眠			
〇〇営業	所	〇〇県〇	O市C	001-2	:-3	00.	Οm²	00.	Om²			
△△営業	所	Δ Δ 県 Δ	△市△	∆ <u>4</u> −5	i−6	00.	Οm²	00.	Οm²			

※「特定二種のみ記載」

二) 運行管理者及び整備管理者の選仟状況

		<u> </u>		
営業所名	運行管理者	選任年月日	整備管理者	選任年月日 備 考
〇〇営業所	0000	H20. 6. 30	0000	H20. 6. 30
△△営業所	$\triangle \triangle \triangle \triangle$	H20. 6. 30	$\triangle \triangle \triangle \triangle$	H20. 6. 30

※「特定二種のみ記載」

- 1. 仕立地・仕向地とも空港名または都市名を記載。
- ・事業計画(利用運送に関するもの)の「2.利用運送区域または区間」に同じ
- ・仕向地が海外にある場合、配達の拠点については省略することができる。
- 2. 「仕立地及び仕向地周辺」と記載
- 3. 航空貨物利用運送事業に係る集配営業所の一覧を記載。
- ・仕向地が海外の場合、配達に係る営業所については省略可。
- ・記載する貨物の集配に係る営業所は、航空貨物運送に係る第二種貨物利用運送に係る貨物の集 配に係る支店・営業所に限る。
- ・一般貨物自動車運送事業と併用の場合は、備考欄に「併用」と記載。
- ※添付書類:所有、賃借の裏付け書類(土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書(写)・見取図、 平面図(使用権限を有することを証する書類(様式5)をもって省略可)、都市 計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類(様式4))
- 4. 貨物の集配体制

(自己の集配体制で実施する場合)

【仕立地(発空港)】

- イ) 営業所に配置する事業用自動車の数
 - ・常時使用する貨物自動車の配置車両数を記載。
 - ・一般貨物自動車運送事業と併用する車両がある場合は、備考欄に「併用」と記載。
- ・「その他」の欄には、冷蔵車等の特殊車両数を記載。

※添付書類:車検証(写)(使用権限を有することを証する書類(様式5)をもって省略可)

- ロ) 営業所と車庫との距離並びに車庫等の位置及び収容能力
 - ・車庫収容能力については、面積を記載。
- ※添付書類:所有、賃借の裏付け書類(土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書(写)・見取 図、平面図(使用権限を有することを証する書類(様式5)をもって省略可)、 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類(様式4))
- ハ)集配業務に従事する従業員の休憩又は仮眠施設の所在地「※特定二種のみ」
 - ・収容能力は休憩・睡眠施設毎に営業所名、所在地、収容能力を記載。
- ※添付書類:所有、賃借の裏付け書類(土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書(写)・見取 図、平面図、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類(様 式4))
- 二) 運行管理者及び整備管理者の選任状況「※特定二種のみ」
 - ・集配事業計画に基づき、貨物自動車運送事業輸送安全規則第34条及び第18条の規定の基づき運行管理者等を選任。

【仕向地(着空港)】

- イ) 営業所に配置する事業用自動車の数
- ロ) 営業所と車庫との距離並びに車庫の位置及び収容能力
- ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩・睡眠のための施設の位置及び収容能力
- ニ) 運行管理者及び整備管理者の選任状況

記載方法は 仕立地のイ 〜二と同じ

(集配を他の者へ委託する場合)

イ) 【仕立地(発空港)】

受託者の氏名又は名称及び住所、法人の場合は代表者の氏名、当該営業所の名称及び位置、当該集貨車両数

<u> </u>	W 1/1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /				
仕立地	受託事業者名	代表者名	営業所名	集配用	備考
	住 所		住 所	車両数	
東京	○○運輸㈱		□□営業所		一般貨物自動車事業許可
	00県00市001-2-3	0000	00県00市001-2-3	2	
苫小牧	△△運輸㈱		◇◇営業所		一般貨物自動車事業許可
	ΔΔ県ΔΔ市ΔΔ4-5-6	$\Delta\Delta\Delta\Delta$	◇県◇◇市◇◇4-5-6	5	

口) 【仕向地(着空港)】

受託者の氏名又は名称及び住所、法人の場合は代表者の氏名、当該営業所の名称及び位置、当該集貨車両数

記載方法は仕立地と同じ

H- 1747 V	MINITED CITY				
仕向地	受託事業者名	代表者名	営業所名	集配用	備考
	住 所		住 所	車両数	
省略					
		-			

注:国際航空に係る貨物利用運送事業における事業計画(貨物の集配に関するもの)では、 仕向地に関する記述は省略することができる。 【外国人国際航空第二種/新規許可申請】

(集配を他の者に委託する場合)

【仕立地(発空港)】

仕立地における受託者の氏名及び住所、法人の場合は、代表者の氏名、当該営業所の名称及び 位置、当該集貨車両数を記載。

・備考欄には「一般貨物自動車運送事業者」、「航空に係る第二種貨物利用運送事業者」の別を記載。

※添付書類:受託者との集配業務委託契約書(写)

【仕向地(着空港)】

仕向地が海外にある場合、省略可。

添付書類(様式4)

都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類(記載例)

国土交通大臣

宣誓書

貨物利用運送事業法第45条第4項及び同法施行規則第39条第2項第1号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所及び集配営業所(生)について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所 氏名又は名称 代表者の氏名(役職)

(FI)

(補足)

(注)上記「営業所及び集配営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所、 集配営業所及び保管施設」と記載すること。なお、特定第二種貨物利用運送事業(貨物の集配について、貨物自動車運送事業法の許可を受けることなく、貨物利用運送事業法の許可に基づき事業用自動車を保有する第二種貨物利用運送事業)の場合は、「営業所及び集配営業所」を「営業所、集配営業所、車庫及び休憩・睡眠施設」と記載するものとする。 添付書類(様式5)

使用権限を有することを証する書類(記載例)

国土交通大臣

宣誓書

貨物利用運送事業法第45条第4項及び同法施行規則第39条第2項第1号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所及び集配営業所(生)について、使用権限を有することを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所 氏名又は名称 代表者の氏名(役職)

(FII)

(補足)

(注)上記「営業所及び集配営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所、 集配営業所及び保管施設」と記載すること。なお、特定第二種貨物利用運送事業(貨物の集配について、貨物自動車運送事業法の許可を受けることなく、貨物利用運送事業法の許可に基づき事業用自動車を保有する第二種貨物利用運送事業)の場合は、「営業所及び集配営業所」を「営業所」と記載するものとする。

保管施設の概要(記載例)

保管施設名	延床面積	構造	附属設備
××営業所内	OOm²	鉄 骨	
〇 〇 営業所内	$\triangle \triangle$ m †	鉄骨	

- ① 構造は、鉄骨、木造等の区分を記載すること。
- ② 冷蔵倉庫等特殊な保安施設についてはその旨、注記すること。
- ③ 附属設備の欄には、盗難防止装置、火災防止装置等について記載すること。

添付書類(様式7)

基幹保管施設以外の保管施設について、 適切な規模、構造及び設備を有するものであることを証する書類(記載例)

国土交通大臣

宣誓書

貨物利用運送事業法第45条第4項、同法施行規則第39条第1項第5号及び第39条第2項第1号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、基幹保管施設以外の保管施設について、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であり、貨物利用運送事業を遂行する上で適切な規模、構造及び設備を有するものであることを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所 氏名又は名称 代表者の氏名(役職)

倁

役員名簿(記載例)

役員名簿

○○○○株式会社

役	職	氏	名	住	所	

添付書類(様式9)

履歴書(記載例)

履歴書
本籍地 ○○○○○○○○○ 現住所 ○○○○○○○○○○
氏 名 〇 〇 〇 〇 生年月日 〇〇〇〇〇〇
学 歴 〇〇年〇月 ・・・・・・卒業
昨後 月季 ○○年○月 ・・・・・・・ ○○年○月 ・・・・・・・ ○○年○月 ・・・・・・ 現在に至る
団体(公職)歴 ○○年○月 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
賞 罰
上記のとおり相違ありません。
年月日 氏名〇〇〇 印

(注) 必ず現職の就任年月日を記載して下さい。

添付書類(様式10)

欠格事由に該当しない旨の宣誓書(記載例)

国土交通大臣

現住所 氏 名 〇 〇 〇 〇 生年月日 昭和 年 月 日

宣誓書

貨物利用運送事業法第38条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

 氏名
 〇
 〇
 〇
 印(個人印)

 (又はサイン)

- (注1) 申請時における全役員の宣誓書を添付する。
- (注2) 新規法人の場合は、発起人、社員、または設立者の宣誓書を添付する。

運賃及び料金の設定の届出 (国際航空)

航空運送に係る貨物利用運送事業を行おうとする者は、**外国人第二種貨物利用運送事業の許可を** 取得した後、運賃及び料金設定の届出をする必要があります。運賃及び料金を新たに設定した場合、 その日を基準日に 30 日以内に下記の書類を国土交通大臣までご提出してください。(運賃及び料金 を変更した場合も同様です。)

1. 提出書類

①運賃料金設定(変更) 届出書(様式11)

②基本運賃率表及び適用方法

以下及び関係法令(参考8)により基本運賃率表と運賃の適用方法を示した書類を作成し、運賃料 金設定(変更) 届出書に添付してください。

2. 届出のあて先及び提出先

国土交通大臣あてに本省総合政策局国際物流課までご提出ください。

3. 届出作成上の留意点

①運賃・料金届出の対象事業

・航空運送に係る第二種貨物利用運送事業許可を取得することにより、日本国内における貨物自動車による集配及び航空運送(door to door)までを一貫した運賃・料金を設定することができます。

②設定する運賃・料金

- ・設定する運賃・料金の種類及び額、適用方法についてそれぞれ作成して下さい。
- ・航空運送に係る第二種貨物利用運送事業として door to door のサービスを提供するほか、port to port のサービスを提供することも想定される場合には、door to door の運賃・料金に加え、port to port の運賃・料金を設定し、届出をする必要があります。

③運賃・料金表

(共涌事項)

- ・貨物利用運送事業者が荷主から収受する運賃及び料金は、実運送事業者に支払う運賃及び料金に 集配料を含む貨物利用運送事業者の取扱手数料を加算した額とします。
- ・幅運賃とする場合は、その範囲は必要最小限の幅とし、その幅を明示するものとします。必要最 小限を超えると認められる場合は、割増又は割引運賃を設定することとします。
- ・運賃の割増・割引については、貨物の特性、サービスの形態等から割増・割引を行うことが適当 と考えられるものであることとします。また、割増・割引の対象を明確にしてください。
- ・附帯料金については、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て及び立替えその他の通常貨物利用運送事業に附帯する業務の料金としますが、その内容は利用者にとって分かりやすいものであることとします。また、附帯料金以外の実費についても、同様に、利用者にとって分かりやすいものであることします。

(航空貨物運送)

航空運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金は、国際一般混載、国際宅配便、国内一般混載及び国内宅配便とします。

・国際一般混載の運賃及び料金

国際一般混載の運賃及び料金国際航空運送部分に係る利用運送の運賃及び料金に仕立地における集貨料及び仕向地における配達料を加算したものとします。

この場合、仕立地における集貨料は、当該区域における航空貨物を地上運送する場合の運賃料金であり、仕向地における配達料は、当該仕向国のトラック運賃料金です。

国際宅配便の運賃及び料金

【外国人国際航空第二種/新規許可申請】

国際宅配便とは、各種書類又は少量貨物等の運送について航空を利用した国際間の door to door の輸送サービスで、特別の名称を付したものをいいます。その運賃及び料金は、口数又は個数を単位とし、国際貨物利用航空混載運賃及び料金とは別に国際宅配便のみに対して適用する運賃制度として一貫した運賃及び料金としたものです。

国内一般混載の運賃及び料金

運賃及び料金の構成については、国際一般混載の運賃及び料金と同様ですが、集貨・配達料は、ともに国内で航空貨物を地上運送する場合の運賃及び料金です。

国内字配便の運賃及び料金

国内宅配便とは、一口一個の貨物の運送について航空を利用した国内の door to door の輸送サービスで、特別の名称を付したものをいいます。その運賃及び料金は原則として個建制とし、重量又は容積及び地帯に応じた確定額とします。重量区分又は容積区分及び地帯区分は、事業者の任意とするが、利用者にとって分かりやすいものでなければならないこととします。(地帯の範囲は例えば都道府県単位により明らかにさせることとします。)運賃の額は、貨物の重量又は容積、輸送距離及び所要時間に対応したものとします。

④適用方法

- ・適用方法を記載したものについては、以下の内容が網羅されているものであれば、書式例に関わらずどのような形式でも構いません。
- a) 当該料金が航空運送に係る第二種貨物利用運送事業に適用されるものである。
- b) 特定の荷主に差別的な取扱いをしないものである。
- c) 運賃計算方法、割引方法について、業界の慣例等を踏まえ、常識的かつ合理的なものである。
- d) 特殊貨物の取扱等他に必要な事項がある場合、その取扱方法等について記述されるものである。
- e) 公序良俗に反しないものである。
- ・幅運賃については、変動する航空運賃市況を考慮することを目的としています。つまり、確定額の届出のみとした場合には、航空運賃市況の変動に合わせた機動的な運賃の変更に支障を来たすことや、またその届出が煩雑化することが考えられることから、それを簡素化することを目的として採り入れています。幅運賃の範囲を超える運賃額の変動があった場合には、すみやかに届出を提出してください。

⑤附帯料金

・貨物利用運送事業において発生する附帯業務に係る料金についても本届出の対象となります。また、届出されている運賃・料金以外に新たな料金を徴収する場合にも改めて届出を提出する必要があります。

(様式11)

運賃及び料金の設定(変更)届出書(記載例)

年 月 日

国土交通大臣

<u>住</u><u>所</u> <u>氏名又は名称</u> 代表者氏名(役職)
・ (現

運賃料金設定 (変更) 届出書

今般、運賃及び料金の設定を貨物利用運送事業等報告規則第3条の規 定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり届出致します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

 氏名又は名称

 住
 所

 代表者氏名(役職)

2. 設定(変更)しようとする運賃及び料金を適用する利用運送事業の種別及び利用運送機関の種類

種別 第二種貨物利用運送事業 種類 航空貨物運送

3. 設定(変更)する運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類:<u>国際一般混載</u> 又は <u>国際宅配便</u> 額及び適用方法:別紙のとおり

4. 運賃及び料金を設定(変更)した日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 2. について

種別については、「第一種貨物利用運送事業」、「第二種貨物利用運送事業」、「外国人国際貨物利用運送事業」、「外国人第二種貨物利用運送事業」の別を 記載。

3. について

「国際一般混載」、「国際宅配便」の別を記載。

4. について

運賃・料金を設定又は変更した実施年月日を記載。なお、この届出は、設定又は変更した日から30日以内に届出なければならない。

<添付資料>

- ○運賃及び料金の設定の場合
 - ・運賃表
 - ・ 運賃及び料金の適用方法
- ○運賃及び料金の変更の場合
 - ・運賃及び料金の変更に係る部分の新旧対照表

【参考2】運賃及び料金の設定届出書 関係法令

報告規則3条(運賃及び料金の届出)

- 第1項 貨物利用運送事業者(内航運送又は貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業を経営する者に限る。)は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定(変更)届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。
- 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 第2号 設定し、又は変更した運賃及び料金を適用した貨物利用運送事業の種別及び利用運 送に係る運送機関の種類
- 第3号 設定し、又は変更した運賃及び料金の種類、額及び適用方法(変更の届出の場合に あっては、新旧の対象を明示すること。)
- 第4号 設定又は変更の実施日
- 第2項 貨物利用運送事業者(前項に規定する者を除く。)は、運賃及び料金を定め又は変更 したときには、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、前項各号に掲げる事項を 記載した運賃料金設定(変更)届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 第3項 海上運送法 (昭和24年法律第187号) 第2条第6項に規定する不定期航路事業(貨物の運送に係るものに限る。)を営む者が行う貨物の運送又は海上運送法施行規則(昭和24年運輸省令第49号) 第1条第1項に規定する外航貨物定期航路事業を営む者が行う同令第21条の22に掲げる貨物の運送若しくは同項に規定する内航貨物定期航路事業を営む者が行う同令第21条の3第1項に掲げる貨物の運送に係る利用運送を営む者は、前二項の規定にかかわらず、運賃料金設定(変更) 届出書を提出しなくてもよい。

国総貨複第201号(H15.3.18)

貨物利用運送事業報告規則に基づく運賃料金設定(変更)届出書の取扱について

- 3 運賃及び料金の種類、適用方法について
- 運賃及び料金の種類、適用方法については以下に従い記載すること。
- (1) 共涌事項
- ①貨物利用運送事業者が荷主から収受する運賃及び料金は、実運送事業者に支払う運賃及び 料金に貨物利用運送事業者の取扱手数料(第二種貨物利用運送事業にあっては集配料を含 むものとする。)を加算した額とする。
- ②運賃とする場合は、その範囲は必要最小限の幅とし、その幅を明示するものとする。必要 最小限を超えると認められる場合は、割増又は割引運賃を設定することとする。
- ③運賃の割増・割引については、貨物の特性、サービスの形態等から割増・割引を行うこと が適当と考えられるものであることとする。また、割増・割引の対象が明確にされていな ければならないこととする。
- ④附帯料金については、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て及び立替えその他の通常貨物利用運送事業に附帯する業務の料金とするが、その内容は利用者にとって分かりやすいものでなければならないものとする。また、附帯料金以外の実費についても、同様に、利用者にとってわかりやすいものでなければならないものとする。
- (4) 航空貨物運送

航空運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金は、国際一般混載、国際宅配便、国内一般混載及び国内宅配便とする。

①国際一般混載の運賃及び料金

国際航空運送部分に係る利用運送の運賃及び料金に仕立地における集貨料及び仕向地における配達料を加算したものとする。

この場合、仕立地における集貨料は、当該区域における航空貨物を地上運送する場合の運賃料金であり、仕向地における配達料は、当該仕向国のトラック運賃料金である。

②国際宅配便の運賃及び料金

【外国人国際航空第二種/新規許可申請】

国際宅配便とは、各種書類又は少量貨物等の運送について航空を利用した国際間の door to door の輸送サービスで、特別の名称を付したものをいう。その運賃及び料金は、口数又は個数を単位とし、国際貨物利用航空混載運賃及び料金とは別に国際宅配便のみに対して適用する運賃制度として一貫した運賃及び料金としたものである。